個人住民税の計算方法

市民税と都民税を合わせて住民税と呼ばれています。住民税は、主に「均等割」と「所得割」で構成されています。(他に、利子割・配当割・株式等譲渡割や、分離課税などもありますが、説明を簡素化するためここでは除きます。)

1．均等割の税率

均等割は通常年額 4,000 円（市民税 3,000 円・都民税 1,000 円）ですが、平成 26 年度から令和５年度までの間、東日本大震災に伴う復旧・復興のための臨時的な税制上の措置として、均等割の税率（税額）を市民税・都民税それぞれ年額 500 円引き上げることとされています。

よって、平成 26 年度から令和５年度までの間は、均等割が年額 5,000 円（市民税 3,500 円・都民税 1,500 円）となっています。

この額は標準税率で、多くの自治体が採用しています。福生市では、原則、合計所得金額が 45 万円を超えると均等割がかかります。

2．所得割の税率

所得割の税率は、所得の多少にかかわらず 10%（市民税６%・都民税４%）です。

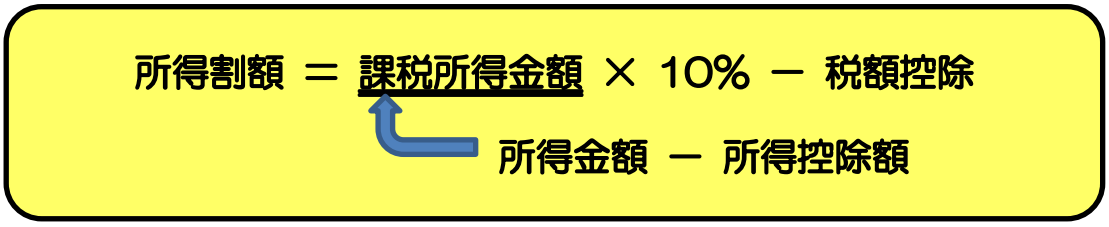

3．所得金額とは

営業等収入や不動産収入などの場合は、収入金額から必要経費を引いたものが所得金額となり、これが所得金額の基本的な考え方です。

ただし、給与収入や公的年金等収入については、その収入に対する必要経費の特定が困難なため、必要経費にあたるものが法令で定められています。それぞれ「給与所得控除額」・「公的年金等控除額」といい、次の速算表により収入金額から所得金額を算出することができます。

【給与の所得金額の算出速算表】

収　入　金　額	給 与 所 得 の 金 額
0 円 ～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	収入金額－550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	収入金額÷4（千円未満切捨て）×2.4＋100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	収入金額÷4（千円未満切捨て）×2.8－80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	収入金額÷4（千円未満切捨て）×3.2－440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入金額×0.9－1,100,000 円
8,500,000 円 ～	収入金額－1,950,000 円

【所得金額調整控除の算出】
次の①と②の合計が所得金額調整控除額となります。

① 以下の４つのうちどれかに該当する場合で、給与等の収入金額が一定以上のときは所得金額調整控除額を給与所得金額から控除する。
(1)特別障害者に該当する場合
(2)22 歳以下の扶養親族を有する場合
(3)特別障害者である同一生計配偶者を有する場合
(4)特別障害者である扶養親族を有する場合

所得金額調整控除額の速算表	
給与等の収入金額	**所得金額調整控除額**
850 万円超　1,000 万円以下	収入金額×10%－85 万円＝控除額
1,000 万円超	15 万円

② 給与収入と公的年金等収入金額を有する場合
所得金額調整控除額＝(給与所得+公的年金等雑所得)－10 万円
なお、給与所得および公的年金雑所得が 10 万円を超える場合は 10 万円

【公的年金等の所得金額の算出速算表】

● 65 歳未満の方（公的年金等雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合）

収　入　金　額	雑 所 得 の 金 額
0 円 ～ 600,000 円	0 円
600,001 円 ～ 1,299,999 円	収入金額－600,000 円
1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額×0.75－275,000 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額×0.85－685,000 円
7,700,000 円 ～ 9.999,999 円	収入金額×0.95－1,455,000 円
10,000,000 円～	収入金額－1,955,000 円

● 65 歳以上の方（公的年金等雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合）

収　入　金　額	雑 所 得 の 金 額
0 円 ～ 1,100,000 円	0 円
1,100,001 円 ～ 3,299,999 円	収入金額－1,100,000 円
3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額×0.75－275,000 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額×0.85－685,000 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入金額×0.95－1,455,000 円
10,000,000 円～	収入金額－1,955,000 円

※公的年金等以外の所得の合計が 1,000 万円を超える場合は計算方法が変わります。

４．所得控除とは

納税義務者の扶養親族や、家財が災害にあった、家族に大病があったなどの個人的な事情も考慮して、担税力の差異による負担の不均衡を調整するための控除のことで、下記の通りです。なお、住民税と所得税では控除額が異なるものがありますので、ご注意ください。

控除の種類		控　除　額		条　　件
		住民税	所得税	
基礎		430,000 円	480,000 円	全員一律に控除されます 合計所得 2400 万円超から逓減（※１参照）
配偶者		330,000 円	380,000 円	妻または夫で合計所得 48 万円以下
老人配偶者		380,000 円	480,000 円	上記で 70 歳以上の場合
配偶者特別		※２参照		扶養者の合計所得が 1,000 万以下の場合
特定扶養親族		450,000 円	630,000 円	19 歳以上 23 未満で合計所得 48 万円以下
老人扶養親族		380,000 円	480,000 円	70 歳以上で合計所得 48 万円以下
同居老親等扶養親族		450,000 円	580,000 円	70 歳以上の同居の直系尊属（父母・祖父母など）で合計所得 48 万円以下
一般扶養親族		330,000 円	380,000 円	配偶者、特定扶養、老人扶養及び 16 歳未満の扶養親族以外で合計所得 48 万円以下
年少扶養親族		0 円	0 円	16 歳未満で合計所得 48 万円以下
一般障害者		260,000 円	270,000 円	特別障害者以外の障害者等
特別障害者		300,000 円	400,000 円	身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度、精神手帳１級など
同居特別障害者		530,000 円	750,000 円	被扶養者が同居の特別障害者である場合
一般寡婦	（離別・死別）	260,000 円	270,000 円	合計所得金額が 500 万円以下で子以外の扶養親族と生計を一にしている
	（死別）	260,000 円	270,000 円	合計所得金額が 500 万円以下で、配偶者と死別又は失踪状態
ひとり親		300,000 円	350,000 円	合計所得が 500 万円以下で生計を一にしている子を有する単身者
勤労学生		260,000 円	270,000 円	学生で合計所得 75 万円以下
社会保険料		支払金額		国民健康保険税、介護保険料、国民年金等の支払った社会保険料
生命保険料・地震保険料		※2 参照		生命保険料、個人年金保険料、地震保険料等の支払った保険料
雑損		次のいずれか多い金額 ①（損失の金額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×0.1） ②（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額）－５万円		
医療費		次のいずれかを選択 ①（支払医療費－保険等により補てんされた額）－総所得金額等 ×0.05（最大 10 万円） ③　スイッチＯＴＣ薬の購入費用－12,000 円（最大 88,000 円）		

※１　基礎控除

合計所得金額	基礎控除
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超～2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超～2,500 万円以下	15 万円

※２　配偶者特別控除

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得	380,000円超　850,000円以下	330,000円（380,000円）	220,000円（260,000円）	110,000円（130,000円）
	850,000円超　900,000円以下	330,000円（360,000円）	220,000円（240,000円）	110,000円（120,000円）
	900,000円超　950,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円
	950,000円超　1,000,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円
	1,000,000円超　1,050,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円
	1,050,000円超　1,100,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円
	1,100,000円超　1,150,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円
	1,150,000円超　1,200,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円
	1,200,000円超　1,230,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円

（ ）内は所得税控除額

※３ 生命保険料・地震保険料控除

控除の種類		支払金額	控除額	
（ ）内は住民税での金額			所得税	住民税
新生命保険料	保険料毎に計算 ①一般の生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料 最高 120,000 円 （70,000 円）	20,000 円 (12,000 円)以下	支払金額	支払金額
		～40,000 円 (32,000 円)以下	支払金額×1/2＋10,000 円	支払金額×1/2＋6,000 円
		～80,000 円 (56,000 円)以下	支払金額×1/4＋20,000 円	支払金額×1/4＋14,000 円
		80,000 円 (56,000 円)超	40,000 円	28,000 円
旧生命保険料	保険料毎に計算 ①一般の生命保険料 ②個人年金保険料 最高 100,000 円 （70,000 円）	25,000 円 (15,000 円)以下	支払金額	支払金額
		～50,000 円 (40,000 円)以下	支払金額×1/2＋12,500 円	支払金額×1/2＋7,500 円
		～100,000 円 (70,000 円)以下	支払金額×1/4＋25,000 円	支払金額×1/4＋17,500 円
		100,000 円 (70,000 円)超	50,000 円	35,000 円

地震保険料 最高 50,000 円 (25,000 円)	地震保険料	50,000 円 (50,000 円)以下	支払金額	支払金額×1/2
		50,001 円 (50,001 円)以上	50,000 円	25,000 円
	旧長期損害保険料	10,000 円 (5,000 円)以下	支払金額	支払金額
		～20,000 円 (10,000 円)以下	支払金額×1/2＋12,500 円	支払金額×1/2＋7,500 円
		20,001 円 (10,001 円)以上	15,000 円	10,000 円

生命保険料控除で新旧両方の控除を受ける場合には 40,000 円（28,000 円）が限度

５．課税所得金額とは

所得金額の合計から所得控除の合計を引いたもので、所得割の税率はこの課税所得金額にかかります。

６．税額控除とは

課税所得金額に税率を乗じて算出した税額から、一定の金額を控除することをいいます。調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などがあります。

【調整控除について】

税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除することをいいます。（人的控除額については「４．所得控除とは」をご参照ください。）

調整控除は全ての方が対象となり、次の計算式により求めることができます。

納税者本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

■合計課税所得金額が 200 万円以下の場合

次の①または②のいずれか少ない金額の５％（市民税３％、都民税２％）

①人的控除額の差の合計額

②合計課税所得金額

■合計課税所得金額が 200 万円を超える場合

次の①から②を控除した金額（５万円未満の場合は５万円）の５％（市民税３％、都民税２％）

①人的控除額の差の合計額

②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

【住宅借入金等特別税額控除について】

所得税において住宅借入金等特別税額控除が適用されている方に対して、所得税から控除しきれない額を住民税から控除するものです。所得税において控除が適用される方であっても、平成19年および20年に居住を開始した方は住民税での適用はありません。

住民税で控除される金額は次のとおりです。

■居住年月が平成26年３月まで（消費税５%が適用される住宅取引の場合）

次の①か②のいずれか小さい金額

①住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の５％（９万7,500円を超える場合は９万7,500円）

■居住年月が平成26年４月から令和３年12月末まで（消費税８%または10%が適応される住宅取引の場合）

次の①か②のいずれか小さい金額

①住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の７％（13万6,500円を超える場合は13万6,500円）

■居住年月が令和４年１月から令和７年12月末まで

次の①か②のいずれか小さい金額

①住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の５％（９万7,500円を超える場合は９万7,500円）※

※令和４年中に居住を開始した方で、特別特例取得または特例特別特例取得に該当する方は所得税の課税所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の７％（13万6,500円を超える場合は13万6,500円）が適応されます。

【特別特例取得】

その住宅の取得等が消費税８%または10%が適応される住宅取引の場合で、当該住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されているものをいいます。

（１）新築（注文住宅の場合）

令和２年10月１日から令和３年９月30日までの期間

（２）分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合

令和２年12月１日から令和３年11月30日までの期間

【特例特別特例取得】

特別特例取得に該当する場合で、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅の取得等をいいます。

【寄附金税額控除】

寄附金税額控除の対象は、ふるさと寄附金（都道府県・市区町村に対する寄附金）、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、都道府県・市区町村が条例で定める寄附金となります。

詳しくは、「住民税の寄附金制度」をご覧ください。

【まとめ】税額概算シート

このシートは、給与・公的年金・営業・不動産所得がある方の住民税額の概算を計算するためのものですので、他の所得や分離課税所得などがある場合には対応しておりません。また、調整控除以外の税額控除にも対応しておりません。

あくまで概算用ですので、実際の税額と異なる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

●所得の計算

所得の種類		収入金額（A）	必要経費（B）	所得金額（A-B）
営業等		円	円	円
不動産		円	円	円
給与		円	※１参照	円
雑	公的年金等	円	※２参照	円
雑	その他	円	円	円
所得の合計（①）				円

※１…「３．所得金額とは【給与の所得金額の算出速算表】」で計算してください。
所得金額調整控除がある場合はさらにその金額を差し引きます。

※２…「３．所得金額とは【公的年金等の所得金額の算出速算表】」で計算してください。

●所得控除の計算

控除の種類			住民税控除額	所得税控除額
記入・計算してください。「４．所得控除とは」を参照して、	雑損		円	
	医療費		円	
	社会保険料		円	
	小規模企業共済等掛金		円	
	生命保険料		円	
	地震保険料		円	
	寡婦・ひとり親	ア	円	円
	勤労学生	イ	円	円
	障害者	ウ	円	円
	配偶者	エ	円	円
	配偶者特別	オ	円	円
	扶養	カ	円	円
	基礎	キ	円	円
所得控除の合計（②）			円	

●課税所得金額の計算

所得の合計（①）	所得控除の合計（②）	課税所得金額（③）
円	円	円

●所得割額の計算

種　　類	課税所得金額（③）	税率	所　得　割　額
市　民　税	円	６％	円…（④）
都　民　税		４％	円…（⑤）

●調整控除額の計算

所得控除（ア～キ）の合計額		人的控除額の差の合計額（⑦－⑥）
住　民　税　（⑥）	所　得　税　（⑦）	
円	円	円…（⑧）

【課税所得金額（③）が 200 万円以下の場合】

	種　類	課税所得金額（③）	率	調整控除額
③＜⑧の場合	市民税	円	３％	円…（⑨）
	都民税	円	２％	円…（⑩）
	種　類	人的控除額の差の合計額（⑧）	率	調整控除額
⑧＜③の場合	市民税	円	３％	円…（⑨）
	都民税	円	２％	円…（⑩）

【課税所得金額（③）が 200 万円を超える場合】

種　類	計　算　方　法	率	調整控除額
市民税	⑧－（③－200 万円） ※５万円以下のときは５万円	３％	円…（⑨）
都民税	⑧－（③－200 万円） ※５万円以下のときは５万円	２％	円…（⑩）

●調整控除後の所得割額

種　類	所得割額（控除前）	調整控除額	所得割額（控除後）
市民税	④　円	⑨　円	④－⑨　円…（⑪）
都民税	⑤　円	⑩　円	⑤－⑩　円…（⑫）

※⑪・⑫は 100 未満切り捨て

●均等割額

市民税	3,500 円 …（⑬）	都民税	1,500 円 …（⑭）

●住民税額

種　類	均等割額	所得割額	合計年税額（⑬+⑭+⑪+⑫）
市民税	⑬　円	⑪　円	円
都民税	⑭　円	⑫　円	

●住民税の非課税判定基準

非課税の種類	要　件　・　基　準　等
均等割・所得割	◎生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ◎障害者・寡婦・ひとり親控除の適用を受けている方、未成年の方で、所得の合計（①）の金額が 135 万円以下の方
均　等　割	◎所得の合計（①）の金額が次の算式で算出された金額以下の方 35 万円×（１＋控除対象配偶者及び扶養親族の合計数）＋10 万円＋21 万円 ※扶養親族の合計数には年少扶養親族も含む ※控除対象配偶者及び扶養親族が０の場合は 21 万円の加算なし
所　得　割	◎所得の合計（①）の金額が所得控除の合計（②）の金額以下の方 ◎所得の合計（①）が次の算式で算出された金額以下の方 35 万円×（１＋控除対象配偶者及び扶養親族の合計数）＋10 万円＋32 万円 ※扶養親族の合計数には年少扶養親族も含む ※控除対象配偶者及び扶養親族が０の場合は 32 万円の加算なし